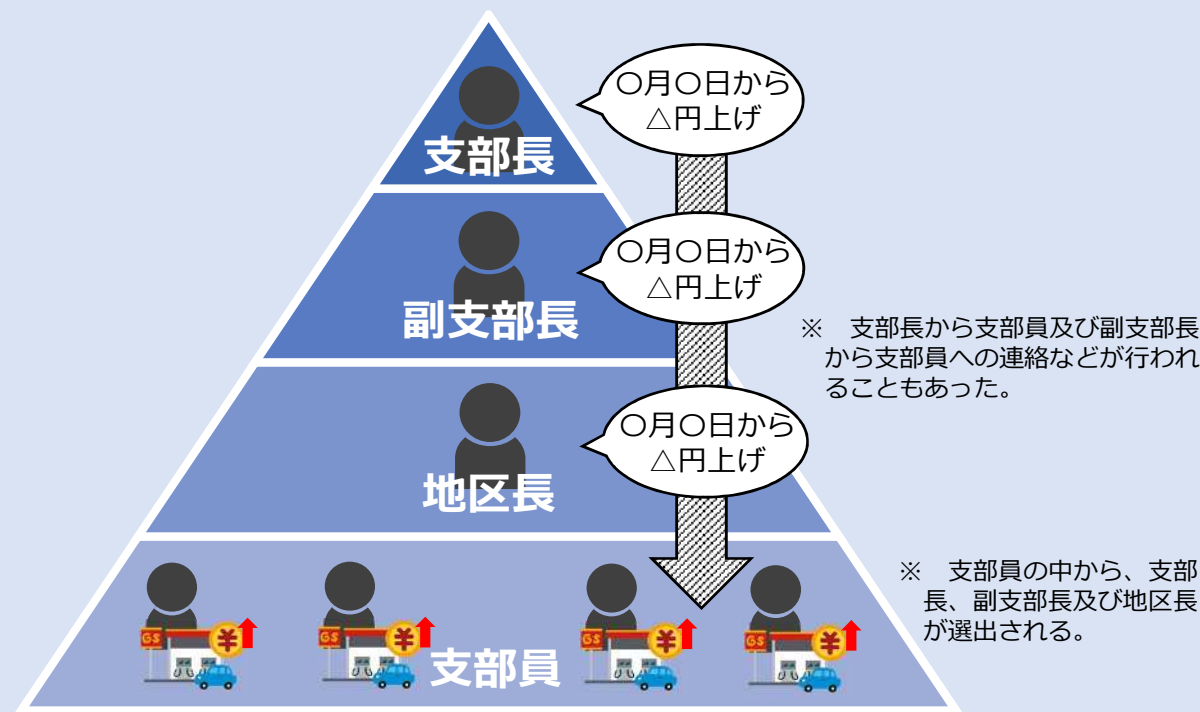


長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、 同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について（概要）

1 長野県石油商業組合北信支部の違反行為の概要



特定揮発油とは…

北信地区の給油所で給油されるレギュラーガソリン及びハイオクガソリン

（高速道路上で運営される給油所で給油されるもの並びに掛け売り及び発券店値付けの形態で給油されるものを除く。）

基本方針

＜遅くとも令和6年12月16日頃以降＞
支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、
北信支部として、支部員が販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、
支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる。

特定揮発油の販売分野における競争を
実質的に制限

- ◎ 北信支部に対し、独占禁止法の規定に基づき**排除措置命令**
- ◎ 北信支部による違反行為の実行としての事業活動を行った支部員に対し、独占禁止法の規定に基づき**課徴金納付命令**

2 非支部員に対する警告の概要

- 非支部員3名は、継続的に、支部員から特定揮発油の販売価格の改定額等の情報を入手し、その情報を踏まえて、それぞれが販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定していた疑い
- 非支部員3名に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告

3 長野県石油商業組合に対する申入れの概要

- 長野県石油商業組合は、北信支部において上記1の行為が行われていたことを認識していたにもかかわらず、事実上、容認していた
- 長野県石油商業組合に対し、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに長野県石油商業組合の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法に関する定期的な研修を実施すること等について申入れ

長野県全域において
法令遵守を図るよう
申入れ